

特許法施行規則等の一部を改正する省令案に寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方

通し番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
<改正特許法施行規則案について>			
1	特許法施行規則の目次の改正案では、第四章の四の「第三十八条の十五」を「第三十八条の十四の三」に改めるついでに、その直前にある第四章の三の「第三十八条の十四」を「第三十八条の十四の二」に改めるのが望ましいと思料します。	御意見を踏まえ、目次の第4章の3の「第三十八条の十四」を「第三十八条の十四の二」に修正いたします。	個人
2	特許法施行規則第三十八条の十四の四第一項第六号について、特許法第六十七条第三項各号に掲げる期間（控除期間）は、該当する号のみ記載させる改正案と見受けられますが、各号の期間の有無も記載させるのが、明瞭となって好ましいと思料します。	特許法施行規則第38条の14の4第1項第6号については、各号について複数の控除期間が存在する場合もあり、制度利用者の煩雑さを避けるため、該当する号のみについて具体的な期間の内容及び期間を記載していただくこととしております。この点、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第108号）第2条の規定による改正後の特許法（以下「新特許法」という。）第67条第3項各号に掲げる期間の具体例や新特許法第67条の2第2項の書面に関する記載例を公表する等、制度利用者にとって明瞭な手続となるように適切に運用してまいります。	個人
3	特許法施行規則様式第55の2（特許法第67条第2項の延長登録願）の備考につき、特許法第六十七条の二第一項第二号により記載すべき特許番号が、延長登録出願前に特許権者に通知されなかった場合（特に、設定登録が存続期間の満了直前となった場合）に特許番号に代えて記載すべき事項を検討するのが望ましいと思料します。	新特許法第67条の2第3項の規定等を踏まえると、極めて限定的な場合に限られると考えられますが、新特許法第67条の2第1項第2号により記載すべき特許番号が、新特許法第67条第2項の延長登録の出願前に特許権者に通知されなかった場合があったとしても、制度利用者にとって不利益とならないよう、適切に運用してまいります。	個人
4	延長登録無効審判が、特許法第百二十五条の二の規定によるのか、特許法第百二十五条の三の規定によるのかを区別するため、少なくとも「審判事件の表示」及び「請求の趣旨」については、「特許法第何条」を記載させるよう、特許法施行規則様式第62（審判請求書）の備考を改正すべきと思料します。	御意見を踏まえ、様式第62（審判請求書）の備考3の該当部分に「特許法第何条の規定による」を加えるよう修正いたします。	個人
5	特許法第六十七条第三項第五号の「当該特許料又は手数料の軽減若しくは免除又は納付の猶予の決定があつた場合における・・・当該決定があつた日」については、「当該決定があつた日」を出願人が把握しにくいおそれがあります。特許法施行規則において、少なくとも基準日以降は、決定があつた日を出願人に通知する規定の要否を検討すべきと思料します。	特許料又は手数料の軽減若しくは免除又は納付の猶予の決定に際しては、申請人に対して申請を認める旨を日付を付して書面で通知する運用をしております。引き続き、制度利用者が「当該決定があつた日」を把握できるよう適切に運用してまいります。	個人

＜改正工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則案について＞			
6	<p>存続期間が残り短いときに包括納付が援用された後、特許法第六十七条の二第五項本文及び第百八条第四項が適用されると、第二年又は第三年分の特許料が設定登録後に納付可能となることから、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第四十一条の二第一項第一号（特許料の包括納付）について、「延長登録出願により延長されたものとみなされた期間」又は「延長登録により延長された期間」が対象外となることを規定上明らかにする必要があるか、検討するのが望ましいと思料します。</p>	<p>工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第41条の2の規定に基づく包括納付制度は、特許をすべき旨の査定の謄本が送達された場合の設定登録に係る特許料の納付を対象としております。本内容を含む特許権の存続期間の延長制度に係る諸手続については、制度利用者にとって明瞭な手続となるように適切に運用してまいります。</p>	個人
7	<p>工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の改正においては、様式第6（包括委任状提出書）の備考8（包括委任状の文例）の委任事項の例示に、「すべての・・・特許権の存続期間の延長登録の出願・・・に関する拒絶査定に対する審判の請求及びその取下げ」を加えるのが望ましいと思料します。</p>	<p>御意見を踏まえ、様式第6（包括委任状提出書）の備考8に、「、特許権の存続期間の延長登録の出願」を加えるよう修正いたします。</p>	個人